

## 4 防災支援ネットワークの機能強化

### (1) 広域防災拠点の運営

#### ア 広域防災拠点（救援部隊）

県災害対策本部は県内の被害状況から、広域防災拠点の設置が必要となる可能性がある場合には、広域防災拠点候補地の被害状況や避難場所としての使用状況等を確認後、速やかに広域防災拠点を指定し、施設管理者に要請の上、関係機関、県災害対策本部支部（以下、支部と言う。）に通知する。

通知を受けた施設管理者は、施設の解錠、住民への告知等受入れる準備を行い、部隊到着後は部隊に使用区域、利用可能な施設等を示し、部隊の円滑な活動に協力する。

本部又は支部は指定された広域防災拠点に出向き、救援部隊の活動状況を把握するとともに、救援部隊の要望を措置する。

#### イ 広域物資拠点（一次物資拠点）

被害状況から、概ね必要とする倉庫面積と地域を見積もり、倉庫協会から提示された営業倉庫の中から広域物資拠点（一次物資拠点）に指定する。

提供を受けた営業倉庫では必要とする倉庫面積が不足する場合、県有施設（幕張メッセ、県総合スポーツセンターの順）を広域物資拠点（一次物資拠点）に指定し、民間物流業者による荷捌きの体制を構築する。

県災害対策本部は、施設管理者との調整、活動状況の確認のため、運営要員を派遣する。

#### ウ 広域災害ボランティアセンター

千葉県災害ボランティアセンター連絡会（以下、連絡会と言う。）と協議の上、広域災害ボランティアセンターの設置が必要と認めた場合、広域災害ボランティアセンターを指定し、施設管理者、関係団体等に通知するとともにインターネット等により情報発信する。

連絡会はセンター長を指名し、センターの運営にあたる。

県災害対策本部と広域災害ボランティアセンターは、被害状況及び行政、ボランティア団体の対応状況等の情報を共有する。

#### エ 課題と対策

広域防災拠点になる施設は、発災時に通常の利用形態からスムーズに広域防災拠点に変換するためには、事前に手順の確認が必要となる。

特に、夜間等施設の閉鎖時に発災した場合の対応について、具体的

な手順、要領を定め、遺漏なく救援部隊等を受入れなければならない。

そのため、県は施設管理者との間で覚書等を締結するほかに、施設ごとに使用区域・場所及び使用条件を協議する。

また、より実効性を高めるため、県防災危機管理部、各地域振興事務所による定期的な現地確認や、重要な広域防災拠点では実働訓練を行う必要がある。

## (2) 通信器材の整備

### ア 東日本大震災時の通信状況

東日本大震災では、地震や津波の影響により、通信施設内の設備の倒壊・水没・流出、地下ケーブルや管路等の断裂・損壊、電柱の倒壊等通信設備に甚大な被害が発生した。

固定通信網については、NTT東日本の固定電話で、加入電話とISDNを合わせて最大約100万回線が不通になったほか、携帯電話及びPHS基地局についても、NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル、イー・モバイル及びウィルコム<sup>1</sup>の5社合計で最大約29,000局が停波した。

また、今回の災害では、地震の影響による交通機関の混乱もあり、通信が集中したことから、比較的長期間にわたり、広範囲に通話の輻輳<sup>ふくそう</sup>が発生した。

このことから、災害時の情報通信手段は、災害に強く輻輳<sup>ふくそう</sup>のない通信ネットワークの構築が必要と考えられるが、今回の災害ではこれらの通信インフラとは異なり、地域衛星通信ネットワーク<sup>\*1</sup>の輻輳は発生しなかった。

災害発生直後は、平常時に比べ約1.5倍（通信回数は約1.4倍、通信時間は約1.6倍）にも上回る東北地方を中心とする全国のトラフィックを疎通することができた。

この地域衛星通信ネットワークは、千葉県も防災行政無線の衛星系として整備し運用していることから、県庁と広域防災拠点間の通信を確保するためには、防災行政無線を活用することが最も有効な手段として考えられる。

(出典 平成23年版情報通信白書(総務省)、東日本大震災と地域衛星通信ネットワーク利用状況報告書(財団法人自治体衛星通信機構))

<sup>\*1</sup> (財)自治体衛星通信機構が運営しているネットワーク。全国の地方公共団体等を衛星回線で結んでいる。

### イ 広域防災拠点との通信

#### (ア) 広域防災拠点等への県の防災行政無線の整備状況

県では、災害医療活動の拠点となる災害拠点病院、民間営業倉庫が

不足した場合の広域物資拠点（一次物資拠点）となる幕張メッセ、及び自衛隊の救援部隊を受入れ、指揮・後方支援の拠点となる自衛隊の基地・駐屯地に防災行政無線を整備しているため、相互に電話、ファクシミリによる通信が可能である。

その他、陸上自衛隊習志野駐屯地、海上自衛隊館山航空基地、航空自衛隊木更津基地に県防災情報システムの端末を設置している。

また、県庁及び地域振興事務所に整備している可搬型地球局あるいは全県を通信エリアとする移動系無線を、広域防災拠点で活用し、通信を確保することができる。

#### (イ) 県の防災行政無線以外による通信

緊急消防援助隊との通信は、県庁に設置される消防応援活動調整本部から消防無線（平成28年5月31日まではアナログ方式全国共通波、その後デジタル方式統制波）を通じ、緊急消防援助隊と直接交信ができる。

また、インターネット回線を使用した支援情報共有ツールにより情報を共有できる。

警察災害派遣隊との通信は、応援部隊（県外）が県下全域で通信可能な共通系無線機（主幹系）を使用することで、県警本部を通じ、県災害対策本部との連絡が可能となる。

自衛隊は県庁に搬送通信器材を設置し、自衛隊の県庁連絡班を多重通信組織に加入させる。自衛隊施設外に広域防災拠点を設置した場合においても、自衛隊県庁連絡班を通じ、連絡が可能である。

広域物資拠点（一次物資拠点）となる民間営業倉庫や広域ボランティアセンターとなる施設には、電気通信事業者の固定電話回線やインターネット回線が接続されており、通信機能の回復に伴い使用が可能となる。

#### ウ 通信器材整備の方向性

個別通信（電話、ファクシミリ）機能を必須とし、かつ災害発生時における安全性や整備及び運用に係る経済性（整備費、維持管理費）を考慮した通信回線を構築する。

また、通信技術の高度化・高機能化により、今後新たに導入が期待できる機能等についての活用も検討していく。

#### エ 通信連絡体制の構築

公園等の施設を利用する広域防災拠点は、使用する通信回線も機動性があり、柔軟な運用が可能であるものが望ましいことから県庁と各地域振興事務所に配備済みの可搬型地球局及び全県移動系無線を活用する。

広域物資拠点（一次物資拠点）や広域ボランティアセンターは通信事業者回線を利用することになるが、優先使用について通信事業者と協議する必要がある。

#### オ 課題と対策

通信連絡体制を構築するに当たり、可搬型地球局及び移動系無線を活用することとしているが、これらは、電話やファクシミリ機能が主となるため、画像や映像等の各種データファイルを送受信するには、電気通信事業者回線を活用し、インターネットに接続できる環境を検討する必要がある。

## 5 今後の進め方

### 大規模災害時における応援受入計画（受援計画）の策定

防災支援ネットワーク基本計画では、機能別に既存施設を広域防災拠点として事前に指定しておき、その中から被害状況により、応急災害対策を効果的に実施できる施設を広域防災拠点として選定することとしている。

今後、大規模地震災害時に県外からの応援を受け入れ、効果的に救援活動を行うため、広域防災拠点の選定までの具体的な手順、拠点の運営、部隊等進入路の選定、救援物資搬送ルート of 調査など、災害応急対策を実行するための具体的な計画を策定する。

## 6 防災支援ネットワーク基本計画の修正について

### (1) 国の首都直下地震に係る被害想定への対応

平成25年12月、国の首都直下地震に係る被害想定が公表されたところであるが、今後、本県としても県直下地震など、本県へ大きな影響を及ぼす可能性のある地震について、独自に被害想定調査を行うこととし、防災支援ネットワーク基本計画についても見直しを図っていくこととする。

### (2) 経年変化への対応

高速道路、主要道路や公園等公共施設の整備及び応援側の計画修正に伴い、所要の見直しを行うことにより、常に計画を実効性のあるものにする。